

丹波市市民プラザ
指定管理者募集要項

令和7年7月

丹波市まちづくり部

丹波市市民プラザ指定管理者募集要項

丹波市市民プラザの管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び丹波市市民プラザ条例（平成31年丹波市条例第21号、以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

1 募集する施設の概要等

(1) 名称 丹波市市民プラザ

(2) 所在地 丹波市氷上町本郷300番地 丹波ゆめタウン2階

(3) 対象施設

市民プラザ：鉄骨造 2階建（棟構造） 453.01㎡

①市民活動支援センター：事務室、会議室、倉庫

②男女共同参画センター：事務室、倉庫

③氷上子育て学習センター：事務室、プレイルーム、倉庫

④共有スペース：相談室、作業室、オープンスペース、授乳室、給湯室、
分電盤室

(4) 主な修繕履歴

平成25年 ゆめタウン西側駐車場工事

平成30年 ゆめタウン2階リニューアル工事

平成31年 丹波市市民プラザ修繕工事

(5) 施設の利用状況

①利用者数の実績

(令和4年度) 11,747人 (令和5年度) 13,915人 (令和6年度) 18,063人

②収支の状況

(令和4年度) 収入 26,208,602円 支出 25,082,732円

(令和5年度) 収入 27,168,181円 支出 26,641,249円

(令和6年度) 収入 26,225,030円 支出 25,459,584円

2 管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて管理運営を行うこととします。

地域や行政との良きパートナーとして、地域社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりがその個性と能力を活かし、活躍する社会の実現に向けた取組を推進するとともに、そうした市民が主体となったまちづくりの促進に資する拠点となることとした本施設の設置目的を達成するため、市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって公共の福祉の一層の増進を図ることとします。

なお、市民の活動を尊重し、丹波市担当部署の意向や考え方を十分理解したうえで、行政との密なコミュニケーションを図るとともに、一致協力して地域の活性化に資することとします。

3 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本的事項は次のとおりです。

(1) 開館日

丹波市市民プラザ条例第3条の規定に基づく毎週月曜日及び12月29日から1月3日を除いた期間とします。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に休業日を変更し、又は休業日を設けることができます。

(2) 利用時間

午前10時00分から午後9時30分とします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができます。

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置をとる必要があります。

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、丹波市市民プラザの管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。（地方自治法（昭和22年法律第67号）、丹波市市民プラザ条例（平成31年条例第21号）など）

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

業務の範囲は下記並びに別添「丹波市市民プラザ指定管理者仕様書」のとおりとします。

なお、部分的な業務の委託については、あらかじめ丹波市と協議し了解を得たうえで、他の事業者へ委託できるものとします。

- ①市民活動団体の支援に関する業務
- ②生涯学習活動の支援に関する業務
- ③地域づくり活動の支援に関する業務
- ④本施設の利用に関する業務
- ⑤本施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ⑥本施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑦その他、丹波市又は指定管理者が必要と認める業務

(2) 指定管理者と丹波市の責任分担

- ① 丹波市と指定管理者の責任分担は、仕様書の「リスク分担表」によるものとします。ただし、同表に定めのない事項については、丹波市と指定管理者が協議して定めることとします。
- ② 指定管理料スライド制度における指定管理者の負担割合は、賃金水準に係るものは1.5%、物価水準に係るものは10%とします。

5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和8年4月1日～令和13年3月31日の5年間です。ただし、丹波市の生涯学習施策の見直しにより、上記期間を変更する場合があります。この期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。

6 利用料金収入

丹波市市民プラザを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。また、この利用料金の額は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めます。

7 指定管理料

- (1) 丹波市市民プラザの業務に係るすべての経費は、利用料金収入、丹波市が支払う指定管理料及びその他の収入をもって充てるものとします。
- (2) 丹波市が支払う指定管理料は、「4 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した丹波市市民プラザの管理運営に要する経費の見込額から利用料金収入の見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。
- (3) 丹波市市民プラザ指定管理料の限度額（消費税及び地方消費税を含む）は、以下のとおりとします。

1年目	<u>36,057千円</u>	2年目	<u>36,057千円</u>	3年目	<u>36,057千円</u>
4年目	<u>36,057千円</u>	5年目	<u>36,057千円</u>		

◇指定管理料及び利用料金収入見込額は、業務の範囲や管理の基準等に変更がない限り、指定期間中の変動はない。ただし、指定管理料スライド制度及び精算項目に係るものは除く。

◇指定管理者が修繕を実施し、必要な場合は、指定管理料の変更を行う。指定管理料の年間修繕料に残額が発生した場合は、協議の上、指定管理料の減額精算を行う。

◇自主事業（目的内・目的外）に係る費用は、指定管理者自らが負担すべきものであるため、指定管理料の算定に含めない。

- (4) 指定管理料に含まれる修繕料については、各年度において残額が発生した場合は協議の上、指定管理料の精算を行います。

- (5) 指定管理料スライド制度により算定されたスライド額については、算定年度の翌年度に支払うものとし、なお、指定管理料の支払いについては、本指定管理料に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となった時に効力を有するものとし、

8 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

応募者の資格は、指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又はその他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとし、

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもので規定される一般競争入札に参加させることのできないものに該当するもの
- ② 丹波市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っているもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑥ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けたもの
- ⑦ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けたもの。ただし、当該勧告を受けた後に、必要な指定の実施について労働基準監督署に報告し、対応を実施済みである場合を除く。
- ⑧ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないもの

(2) 応募者の形態

- ① 複数の団体がグループ（共同事業体）（以下「グループ」という。）を構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。
- ② グループは応募時にグループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたグループの協定書の写しの提出が必要です。
- ③ 指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合には、指定管理者の候補者の選定後に当該法人の登記事項証明書（又は登記簿謄本）又は法務局登記官の受領証を提出してください。

(3) 応募の制限

- ① 応募1団体又はグループにつき、申請は1件とします。
- ② 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

(4) 応募書類

丹波市市民プラザ指定管理者指定申請書（別添様式）に以下の書類を添付して提出してください。ただし、提出書類は、A4サイズ縦長、横書きとします。

- ①指定管理者指定申請書（様式1）
- ②グループ構成員表（様式2）（グループ応募の場合のみ必要）
- ③事業計画書（様式3-1）
- ④指定期間中の収支計画に関する事項（様式3-2）
- ⑤管理運営の内容に関する事項（様式3-3）
- ⑥事業内容に関する事項（様式3-4）
- ⑦収支計画書（様式4）
- ⑧実施体制表（様式5）
- ⑨グループ応募 役割分担・責任分担（様式6）
- ⑩団体の概要（様式7）

各項目について、条例、規則、本要項、別添「丹波市市民プラザ指定管理者仕様書」等を参照のうえ、作成し提出してください。丹波市が定める評価指標及び目標値を達成するための取り組みを具体的に記載してください。

(5) 付属書類

- ①グループの協定書の写し（グループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたもの）
- ②定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに類するもの）
- ③法人の登記事項証明書あるいは登記簿謄本及び印鑑証明書（申請日の3月以内に取得したもの）
- ④役員の名簿
- ⑤事業（営業）報告書（直近のもの）
- ⑥申請者の活動等に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの
- ⑦貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの（直近3年間）
- ⑧市税・法人税の納税証明書、消費税の滞納がない証明書（直近3年間）
- ⑨その他、市長が必要と認める書類

(6) 提出部数（正本1部、副本12部）

(7) 留意事項

- ①必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ②グループ応募の場合には、構成員ごとに(5)の付属書類を作成してください。
- ③提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。
- ④提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤提出された書類は返却しません。
- ⑥応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- ⑦指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。
- ⑧提出された応募書類は、丹波市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示される場合があります。

9 応募の手続き

(1) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

(2) 応募書類の提出場所

丹波市役所 まちづくり部 市民活動課 地域協働係
〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

(3) 応募期間

令和7年7月18日（金）から令和7年8月20日（水）

(4) 留意事項

①応募書類の配布・受付時間等は、平日の午前9時から午後5時までとします。

②業務説明会に参加を希望される法人等は応募者説明会参加申込書（様式9）に記入の上、ファックス、又はメールに添付し、令和7年7月29日（火）午後5時までにお申し込みください。

また、メール（添付ファイル）の未到着を防ぐため、事後に送信の連絡を電話にてお願いします。なお、応募者説明会への参加は、1団体2名までとし、電話等による申し込みは受け付けません。

説明会日時・・・令和7年7月31日（木）午前10時から ※1時間程度

説明会場所・・・氷上住民センター

③募集に関する質問は、募集に関する質問書（様式10）により行ってください。郵送、ファックス及びメールも可とします。なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。

質問に関する回答は、受付期間終了後、質問された法人等、応募者及び説明会に参加された法人等に一斉に郵送にて回答します。なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

受付期間：令和7年7月18日（金）～令和7年8月5日（火）午後5時

質問回答：令和7年8月12日（火）

受付方法：募集に関する質問書（様式10）に記入の上、ファックス又はメールに添付し、送付してください。また、メールの未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信の連絡をお願いします。

提出先・連絡先：丹波市役所 まちづくり部 市民活動課 地域協働係

メールアドレス：shiminkatsudou@city.tamba.lg.jp

TEL：0795-82-0409 FAX：0795-82-4370

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 指定管理者の候補者の選定は、委員会が行い、市長が候補者を決定します。

(2) 応募者の審査は、丹波市が設置する指定管理者選定評価委員会が、規則で定める選定

の基準に事業計画書等の内容を照らし、本要項及び次に掲げる評価指標の項目を考慮して総合的に判断します。

◇共通評価項目

- ① 市民の視点
- ② 財務の視点
- ③ 業務の視点
- ④ 人材の視点
- ⑤ 地域の視点

◇個別評価項目

この施設における具体的管理運営並びに市民活動団体等への真摯な対応を通して、地域の活性化につながる運営について

◇総合評価項目

設置目的を効果的かつ効率的に達成できること

(3) 審査の日程等

①審査の日時

令和7年9月8日(月) 午後3時から

②プレゼンテーションについて

応募者のプレゼンテーションは、1団体につき参加人数は3名以内とし、説明時間は30分以内とすること。なお、事前に提出された応募書類以外の資料を用いてプレゼンテーションを行う場合は、審査当日に必要な部数を用意すること。また、プロジェクター等の機器は使用できませんので、必要な場合は、事前に申込ください。

11 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行います。

丹波市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと(4月1日から翌年3月31日まで)に締結する「年度協定」を締結します。

12 留意事項

- (1) 候補者については、議会議決後、丹波市ホームページにより選定結果を公表します。
開示請求があった場合、応募書類及び議事概要を開示しますので、ご承知のうえ応募してください。
- (2) 指定管理者は、丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消される、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがあります。従って、指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前においても、財務状況の悪化又は社会的信用を著しく損なう等により事業の履行が確実でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、基本協定を締結しない又は基本協定を解除することがあります。
- (3) 指定管理者の指定を取り消し、基本協定の解除等を行った場合、指定管理者に対して違約金及び損害賠償の請求を行います。
違約金等の詳細については、基本協定で定めます。

13 各種税の取扱い

(1) 事業所税

総務省市町村税課長の通知（平成17年11月14日総税市第59号）に基づき、利用料金制を適用している公の施設の管理運営事業は、事業所税の課税上は収益事業として扱われ、公益法人が指定管理者である場合も含めて事業所税の課税対象となる可能性があります。

なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、各指定管理者が確認することが必要となります。

(2) 法人税・法人市民税・法人県民税

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際、株式会社、財団法人等だけでなく、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、法人でない社団及び財団で代表者又は管理人の定めがあるもの場合には、「法人」として、法人税、法人市民税及び法人県民税が事業内容によっては課税対象となりますので、詳細は各関係機関にお問合せください。

14 問合せ先

丹波市役所 まちづくり部 市民活動課 地域協働係
〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
電話：0795-82-0409 FAX：0795-82-4370
メールアドレス：shiminkatsudou@city.tamba.lg.jp